

政令番号362 ジアフェンチウロン

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県			5.0E+1					50.0
9	栃木県								
10	群馬県			5.0E+1					50.0
11	埼玉県			5.0E+1					50.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県			8.7E+3					8,650.0
23	愛知県			3.5E+2					350.0
24	三重県			1.2E+3					1,150.0
25	滋賀県			5.0E+1					50.0
26	京都府			5.0E+1					50.0
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県			5.0E+1					50.0
30	和歌山県			1.5E+2					150.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県			4.0E+2					400.0
41	佐賀県								
42	長崎県			1.5E+2					150.0
43	熊本県			5.0E+1					50.0
44	大分県								
45	宮崎県			5.0E+1					50.0
46	鹿児島県			1.9E+3					1,850.0
47	沖縄県								
	全国			1.3E+4					13,100.0